

未来をつなぐ 仕事をつなぐ。

新連携の支援

新連携事業とは法律（中小企業等経営強化法）に基づく中小企業支援制度です。
異なる分野の中小企業が連携し、それぞれが持つ「強み（経営資源）」を有効に組み合わせ
新商品、新サービスの開発を行うことで新しい事業分野の開拓を図ります。

制度利用のメリット

補助金

産学官連携して行う新しい
サービス開発等に係る経費
を補助します※1。

ハンズオン 支援

中小機構にて専門家による
一貫したフォローアップ
支援が受けられます。

低利融資

日本政策金融公庫にて
基準金利より低利で
融資を受けることが
できます※2。

信用保証の 特例

資金調達を円滑にするため、
補償限度額の拡大等の
特例が適用されます。

特許料の 減免

認定計画における技術に
関する研究開発について、
特許関係料金が半額に
軽減されます。

※1 採択には認定とは別途審査があります。 ※2 融資決定には公庫の審査があります。



中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課

TEL 03-3501-1816



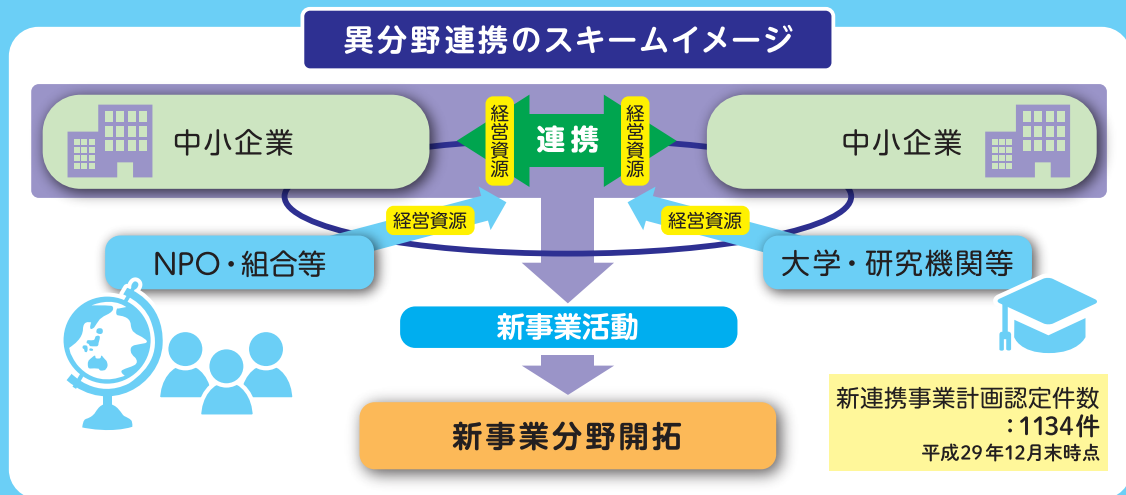
中小企業庁 新連携事業

検索

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpoi>



新連携の仕組み



申請のための条件

2社以上の中小企業の参加

- コアとなる中小企業が存在し、2社以上の中小企業が参加すること
 - 大企業や大学、研究機関、NPO、組合などをメンバーに加えることも可能
- ※参加事業者間での役割分担、責任体制等を明確にいただきます。

異なる分野であること

- 日本標準産業分類における細分類（4桁）が異なること
- ※ただし、経営資源の実質的内容により同分類でも認定するケースがあります。

新しい事業活動であること

- 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供
 - 商品の新たな生産又は販売方式の導入
 - 役務の新たな提供の方式の導入 その他の新たな事業活動
- ※ただし、既に相当程度普及している方式の導入や研究開発の段階にとどまる事業は対象外になります。

新市場を開拓すること

- 新事業活動により、市場において事業を成立させること
- 需要がある程度見込まれており、具体的な販売活動が計画されているなど、事業として継続的に成り立つこと

持続可能な財務の確保

- 持続的なキャッシュフローを確保し、資金調達コストも含め一定の利益をあげること

認定ケース

伝統芸能における機動性の高い 舞台解説サービスの開発・事業化



歌舞伎・文楽のコンテンツを多く有し、音声ガイドで長年実績があるコア企業が、能楽業界で江戸時代からの歴史を持つ企業と連携、さらに安定した無線通信技術を有するベンチャー企業と連携。伝統舞台芸能の観客にタブレット端末を活用し、文字や画像を使った同時解説サービスを展開する。



バス車内の Wi-Fi 設備を活用した 多言語情報サービスの開発・事業化



増加する外国人旅行者向けに、観光バスに Wi-Fi 設備の搭載が増えている。そこに着目し、バス車両の改装に長けたコア企業に、連携企業が自動音声ガイド技術を提供することで、運行中のバスにおいて、リアルタイム情報の更新ができる、乗客への多言語情報提供のサービス事業化を目指す。

